00590

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示
昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度

告示

鳥取県告示第三百九十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十七年六月一日

鳥取県知事　石破二朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所 市郡名	町村名	大字名	字名	皆伐面積の限度 ヘクタール	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域				一五二〇・八〇	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭	若桜			五・三二	若桜
〃	〃	智頭			四・五二	智頭
〃	〃	船岡			〇・二四	船岡
〃	〃	用瀬			二・六〇	用瀬
干害防備保安林	〃	船岡	殿	喜才谷山	〇・三八	喜才谷山
〃	〃	〃	〃	明見谷東平	〇・二六	明見谷東平
〃	〃	〃	水口	池ノ内下平	〇・八二	池ノ内下平
〃	〃	用瀬	赤波		一・六〇	赤波
水源かん養保安林	鳥取					
	岩美				九一七・二一	鳥取地区
	気高					
	八頭	河原・郡家				
土砂流出防備保安林	八頭	河原			一・五八	河原
〃	〃	郡家			七・〇四	郡家
〃	岩美	岩美			八九・〇三	岩美
〃	〃	国府			四・〇〇	国府
〃	〃	福部			〇・三〇	福部
〃	鳥取				四三・三三	鳥取
〃	気高	気高			一・〇八	気高
〃	〃	鹿野			五〇・二六	鹿野
〃	〃	青谷			五・六二	青谷
干害防備保安林	岩美	岩美	長谷		四・二六	長谷

〃	鳥取	高路	一五・八二	高路	
〃	気高	鹿野	水谷	一・〇二	水谷
水源かん養保安林	倉吉	東伯	八四六・五二	倉吉地区	
土砂流出防備保安林	倉吉	東伯	三四・六三	倉吉	
〃	東伯	東郷	四三・六四	東郷	
〃	三朝		二六・三八	三朝	
〃	関金		一九・七六	関金	
〃	東伯		一四・八〇	東伯	
干害防備保安林	倉吉	志津	〇・三〇	志津	
〃	〃	栗尾	一・七六	栗尾	
〃	〃	大原	〇・三三	大原	
〃	東伯	東郷	宮内	〇・〇四	宮内
〃	大栄	大谷	一・三〇	大谷	
〃	東伯	槻下	〇・〇八	槻下	
〃	〃	金屋	〇・七四	金屋	
〃	〃	杉地	〇・七六	杉地	
水源かん養保安林	米子	西伯	日野	溝口・江府	五九五・〇二
土砂流出防備保安林	西伯	中山	〇・六四	中山	米子地区
〃	大山	大山	四・〇二	大山	
〃	会見	会見	〇・六六	会見	
〃	岸本	岸本	四・六六	岸本	

〃	西伯	西伯	三・六二	西伯	
〃	米子	米子	〇・一〇	米子	
〃	日野	溝口	四・三二	溝口	
〃	〃	江府	二・四四	江府	
〃	〃	宮内ほか	一一・五一	宮内・坊領	
〃	〃	赤松	〇・〇六	門野	
〃	〃	門野			
〃	〃	長田	二・二〇	孝霊山	
〃	〃	孝霊山ほか			
〃	〃	法勝寺	〇・八二	法勝寺	
〃	〃	西伯			
〃	〃	伐株	〇・一〇	大谷奥	
水源かん養保安林	日野	日野・日南	一〇五九・三四	日野地区	
土砂流出防備保安林	〃	日野	一六・二三	日野	
〃	〃	日南	三・六六	日南	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県
【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】